

歴史的転換期における
中小企業・小規模事業者政策のための提言
～人手不足、後継者難時代を生き抜く経営者
のための集中的かつ多面的支援に向けて～

平成30年5月24日

自由民主党 政務調査会

中小企業・小規模事業者政策調査会

目次

<u>1. 現状認識と目指すべき姿</u>	1
<u>2. 中小企業・小規模事業者政策の課題</u>	
<u>(1) 中小企業・小規模事業者の課題</u>	2
①生産性の低迷	
②事業承継	
③深刻な人手不足と「働き方改革」の必要性	
④力強い成長投資の実行	
<u>(2) 中小企業・小規模事業者支援策の課題</u>	3
①小規模事業者に対する支援体制の質量両面の充実	
②効果的な支援のための予算の確保	
③施策情報の普及	
<u>3. 特に取り組むべき具体的施策</u>	
<u>(1) 小規模事業者支援と支援体制の強化について</u>	4
①面的課題に対する対応	
②支援体制の強化と効果的な支援の実施	
<u>(2) 事業承継支援について</u>	6
①地域や事業の特色に応じた事業承継支援	
②事業磨き上げなどの環境整備	
③小規模 M&A 支援の強化	
<u>(3) 人手不足対策、働き方改革の推進</u>	9
①労働法制や関連支援策等の徹底的な周知	
②十分な相談支援体制の構築	
③事業者による生産性向上や労務管理等に向けた取組支援	
④しわ寄せ防止のための徹底的な取引改善	
⑤中小企業・小規模事業者への配慮	
⑥事業者の健全な発展のための継続的実態の把握	
⑦外国人材の受入れ拡大の検討	

(4) 金融支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- ① 中小企業・小規模事業者に寄り添った融資
- ② 信用保証制度の対応
- ③ 政府系金融機関の取組
- ④ 経営改善・事業再生に向けた取組
- ⑤ 直接金融の促進
- ⑥ 共同店舗・商店街対策（金融面での取組）

(5) IT 導入とサイバーセキュリティ対策支援について・・・・・・・・ 12

- ① 使いやすく、セキュアなクラウドサービスの導入促進・普及拡大に向けた取り組みの強化
- ② 中小企業・小規模事業者のサイバーセキュリティの意識向上、普及啓発
- ③ 中小企業・小規模事業者の IT 支援を支える人材確保

(6) 経営力強化の支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- ① 中小企業等経営強化法の執行強化等
- ② 中小企業の日
- ③ 安定的な支援実施に向けた中小企業予算の基金化

(7) 支援情報の普及策の抜本的見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- ① 行政機関からの情報提供の在り方検討
- ② 商工会・商工会議所等の中小企業団体や認定経営革新等支援機関、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等との連携強化

歴史的転換期における中小企業・小規模事業者政策のための提言 (案)

～人手不足、後継者難時代を生き抜く経営者
のための集中的かつ多面的支援に向けて～

平成30年5月〇日
自由民主党 政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会

中小企業・小規模事業者は、全企業の99.7%、雇用の7割を占めている、日本経済の屋台骨であるとともに、地方経済の中核といえる重要な存在である。しかし、中小企業・小規模事業者は現在、人手不足や後継者難などの重大な課題を抱えており、歴史的転換期とも呼びうる変革の中にいる。これに対し、政府としても、2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間、また、今後10年間を事業承継支援の集中実施期間として最大限の支援に取り組むこととしている。また長時間労働の是正や同一労働同一賃金を中小企業・小規模事業者に求める働き方改革推進法案の施行が2020年4月以降に迫っており、その早急な対応が求められている。

このような背景を踏まえ、中小企業・小規模事業者政策調査会としても、様々な観点から課題を洗い出し、今後の政策の方向性について整理を行った。

1. 現状認識と目指すべき姿

アベノミクスの下で、日本経済は、5年連続プラス成長となり、4年連続の賃上げによって力強い経済成長が実現している。しかし、その一方で中小企業・小規模事業者の生産性の観点から見ると、この20年平均では、中小企業は製造業、非製造業とも、労働生産性が低下している。他方、大企業は生産性を向上させており、大企業と中小企業との生産性の差は拡大している。

また、この20年で経営者の高齢化が進み、今後10年の間に、経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者が、二百数十万人規模に達し、その半数程度で後継者が未定である。現状を放置すると、中小企業・小規模事業者の廃業急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるが、事業承継によって経営者が若返ることにより、生産性向上に繋がることもあり、中小企業・小規模事業者の事業承継・世代交代の支援の重要性は格段に上がっている。

加えて、中小企業・小規模事業者は、深刻な人手不足に直面しており、成長の大きな阻害要因となっている。生産年齢人口が減少する中で人手不足は恒常化する問題であり、求職難から求人難の時代に変化している。さらに、長時間労働是正や同一労働同一賃金といった「働き方改革」への対応が必要となっており、人材確保に加え、IT導入等による生産性の向上、取引条件の改善など総合的な対応を迫られている。このように、中小企業・小規模事業者は日本経済の抱える課題に先行して直面しているといえる。

このような状況に対し、我が国の中小企業・小規模事業者は、少子高齢化・人手不足が進む中で趨勢的にはその数を減じつつも、事業承継や統合再編による経営の刷新が図られ、設備投資やIT導入の活発化により生産性を向上させることが必要。また、インバウンド・海外市場を含めた需要の拡大や多様な市場のニーズに対応して付加価値を高め、中小企業・小規模事業者が地域経済ひいては我が国経済の牽引役として転換を遂げていくことが必要になってくる。

一方、特に地域にあっては、社会・生活を支える規範としての中小企業・小規模事業者の存在は引き続き重要であり、その責務の持続的な担い手として、地域に根を張ってこれを支えることが望まれる。また、地域の持続的発展のためには、地域の仕事は地域で担っていくという地産地消の取組が進むことも重要である。

他方、少子高齢化が進展する中、地域によっては極めて厳しい経営環境が現実のものとなりつつある。その中で、地域において求められる商工サービス業等を支える共助的な枠組みの検討も進めていく。

2. 中小企業・小規模事業者政策の課題

中小企業・小規模事業者政策の課題を、中小企業・小規模事業者の課題と中小企業支援策の課題の両面から整理する。

(1) 中小企業・小規模事業者の課題

① 生産性の低迷

中小企業・小規模事業者の生産性は、近年改善傾向にあるものの、大企業と中小企業・小規模事業者との生産性の差は拡大している。また、企業規模を問わず、特にサービス業の生産性は低い傾向にあり、地域に数多く存在している中小サービス事業者の生産性の向上が日本経済の浮上の鍵である。一方で、一部のインバウンド向けビジネスにおいて製品・サービスが高く評価されている例もあり、適正な価格設定等により付加価値を高めていく必要がある。

また、生産性向上のためにはIT技術の活用は不可欠であるものの、人材面

での理由などから IT 投資は十分に進んでいるとは言えない状況にあり、この一方でサイバーセキュリティ対策も更に重要性が増している。

加えて、中小企業・小規模事業者については地域の様々な活動の担い手としての側面もあり、生産性向上という視点だけではなく、そのような多様な本質をとらえて持続的発展を目指す支援も重要であることに留意すべき。

②事業承継

我が国中小企業・小規模事業者の高齢化は年々進行しており、2025年には我が国中小企業・小規模事業者の約3分の1に相当する127万者において、経営者が平均引退年齢の70歳を超えるにも関わらず後継者が未定である。このような状況の下、中小企業・小規模事業者の有する優れた経営資源を次世代に繋いでいける環境を構築することは、我が国にとって喫緊の課題である。

③深刻な人手不足と「働き方改革」の必要性

「働き方改革」は、働く人一人ひとりの事情に応じた健康で多様な働き方を実現することで、生産性の向上を図り、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」を構築する経済構造改革の柱となる改革である。

人手不足が深刻化する厳しい環境下においても持続的発展を実現するためには、我が国の屋台骨を支える中小企業・小規模事業者においても、働き方改革の流れにしっかりと対応しつつ、人材を確保し、労働生産性を高めながら「働き方改革」を進める必要がある。

④力強い成長投資の実行

我が国経済全体の成長を促すには、中小企業・小規模事業者がリスクを許容しつつ、販路開拓や生産性の向上を目的とする成長投資を行うことが重要である。その実現に向けては、中小企業・小規模事業者目線に立ち、そのライフステージに応じた事業性評価に基づく、寄り添った金融支援が求められる。

(2) 中小企業・小規模事業者支援策の課題

①小規模事業者に対する支援体制の質量両面の充実

小規模事業者は、全国で325万者存在するが、1999年から2014年の15年間で約100万者減少している。今後、人口減少による需要の減少、経営者の高齢化問題等を鑑みれば、小規模事業者数の更なる減少の可能性が高いと考えられる。小規模事業者は多種多様な存在であり、地域の個々の実情に応じたきめ細かい支援が求められるほか、地域における面的な連携

も含めた支援が重要である。支援体制においても、経営指導員の数不足の一方で指導の質も求められ、より効果的な支援を効率的に行う必要がある。

2019年は小規模事業者支援法の施行から5年となる節目の年であり、小規模事業者の多様な課題を踏まえた小規模事業者政策の見直しを行うことが必要。

②効果的な支援のための予算の確保

2.(1)のような中小企業・小規模事業者が抱える各種課題に対しては、まさにこれから3年間程度が勝負の時期。一部に景気の継続を不安視する声もある2020年以降も視野にしっかりと中小企業・小規模事業者の体質強化を図り、更なる発展を遂げることを目指す中小企業・小規模事業者に対して、適時適切な支援を切れ目なく継続的に講じていくには、現状より大幅な予算の増額とともに、基金化の必要性について検討することが必要。

③施策情報の普及

中小企業・小規模事業者施策については、かつてないほど予算や税などの支援策が充実してきた一方で、中小企業・小規模事業者に対して、施策情報が適切に届いていないという課題が存在している。

積極的に各種補助金や制度などの情報を取得するのが困難な中小企業・小規模事業者に対して、適切に情報の発信を行い、事業者が必要な情報にリーチできる環境を整えることが重要である。

3. 特に取り組むべき具体的施策

(1)小規模事業者支援と支援体制の強化について

2019年には「小規模企業振興基本計画」が策定されてから5年、小規模事業者支援法が施行から5年を迎える中で、わが国の小規模事業者政策の見直しを行い、これまでの個社支援だけではない面的課題に対する対応を図るとともに、支援体制の強化とより効果的な支援を実施する。また、「経営発達支援計画」における自治体の関与の明確化を図る。

①面的課題に対する対応

i) サプライチェーンの維持

自動車産業等サプライチェーンの傘下にいる小規模事業者の経営難や後継者難により、全体の機能が失われる懸念が高まっている。

このため、政府は大企業とも連携し、小規模事業者のサプライチェーン上における実態を把握するとともに、重要な位置づけにある事業者の新たな販

路開拓や事業承継などの取組を支援することにより、サプライチェーンの持続的発展に向けた総合的な対策を実施するべきである。

ii) 地域のブランド化、産地産業の活性化

産地産品のブランド化や観光資源化は地域にある事業者と地域が連携して取り組む課題である。

例えば、観光先進国の実現に向け、国際観光旅客税等の活用を図りつつ、DMO (Destination Management Organization) と商工会・商工会議所の連携等、インバウンド需要を取り込むための中小企業・小規模事業者支援を進める。また、EC サイトや展示会出展等を通じた中小企業・小規模事業者の海外展開を推進する。

加えて、伝統工芸品など地域の産業も分業体制で生産されているケースも多く、一つの事業者の消滅は、製品の供給ができなくなり、地域の産業が無くなる可能性もあるため、事業者と地域が一丸となった取り組みの支援を強化すべきである。

iii) 公共的サービス、コミュニティの維持

ガソリンスタンドや薬局など、公共的サービスの提供を担っている小規模事業者も存在する。また、中心市街地や商店街にある事業者は地域のコミュニティや地域活動の維持も行っている。人口減少局面においても、そこに住民がいる限り、その役割は重要である。

こうした役割を担う事業者について、市町村と役割分担をした上で、地域の機能維持に向けた取り組みを応援していくべきである。

iv) 地域を牽引する企業の創出

「地域未来牽引企業」や「地域未来牽引企業」を支えている中小企業・小規模事業者への支援を強化するとともに、小規模事業者の中には地域を牽引する企業へと成長する可能性を秘めているものもあり、こうした事業者を重点的に支援していく。

②支援体制の強化と効果的な支援の実施

i) 支援体制の強化

経営指導員一人あたりの業務量は増加しており、質の向上も求められている。また、喫緊の課題となっている事業承継問題に加えて働き方改革や軽減税率など新たな課題も出てきている。こうした、指導員の業務増加に対応した指導員体制を確保することが重要であり、商工会・商工会議所向けの地方交付税措置の拡充や、伴走型補助金の拡充が課題となる。

ii) 支援機関と自治体との連携の強化

地域の実情に合わせたきめ細かい支援を実施していくためには、中小企業団体や金融機関等の支援機関と都道府県、市町村の協力体制の構築が不可欠となる。こうした支援体制の確立に向け、「経営発達支援計画」における自治体の関与を法的に明確化し、地域一丸となった支援体制を確立していくべきである。

iii) 効果的・効率的な支援の実施

中小企業・小規模事業者のIT導入支援は必須である。「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」等を活用し、100万者のITツール導入促進を目指す。その上で、事業者のデータ、支援のデータを収集し、効果的な支援を分析し、実行するPDCAサイクルの確立を目指した支援機関のIT化を進める。また、国や支援機関同士の情報の利活用を推進し、効率的かつ効果的な支援を可能とする体制の確立をすべきである。

(2) 事業承継支援について

平成30年度予算・税制改正プロセスにおいては、事業承継税制抜本拡充をはじめとして、気づきの機会の提供を与えるプッシュ型事業承継支援の強化、事業承継を契機とした経営革新を支援する事業承継補助金の充実など、事業承継前、事業承継時、事業承継後まで切れ目のない総合的なパッケージをまとめることができた。今後は、この切れ目のない支援策を全国津々浦々にきめ細かく浸透させ、実行に移していくため以下の施策を行う。

① 地域や事業の特色に応じた事業承継支援

中小企業・小規模事業者が事業承継の際に抱える課題は、地域や事業の特色等により様々であり、常日頃からの相談相手である金融機関、税理士等の専門家、商工会・商工会議所等が事業者に寄り添い、きめ細かいアドバイスをしながら、適切な支援策につなげていく必要がある。

i) 事業承継の重要性、支援施策に関する周知徹底の強化

税負担の軽減や予算措置だけでなく、支援機関が事業者に寄り添うことが重要であるため、各地の事業承継ネットワークを中心に、国、都道府県、市町村及び各地の支援機関、金融機関、専門家等が事業者への働きかけをさらに強化していくことが重要である。

また、ベンチャー型事業承継(家業で起業)の好事例展開、ファンドの活用、教育機関との連携等により、既存事業・業界の経営革新、再活性化を促していくことが重要である。

ii) 事業承継ネットワークの対応強化、ブロック化

事業承継ネットワークについては、平成30年度中には全国展開が完了する見込み。今後、より地域の実情に沿った支援が可能となるよう、都道府県より細分化された地域単位での取組を実施する必要がある。

具体的には、掘り起こされたニーズに対し地域の専門家を派遣し、より踏み込んだ事業承継支援を実施するなど、プッシュ型事業承継支援の強化を図ることが重要である。

iii) 地域の特色ある産業やサプライチェーンにおける事業承継の推進

地域や業種による多種多様な課題に対応するため、業界やサプライチェーンにおける事業承継の実態を把握し、対策を検討することが必要である。

(例) 鋳物業界の事業承継に関する実態調査

iv) 個人事業主

個人事業主については、今般措置した補助金等の支援策の活用実績も踏まえつつ、個人事業主の円滑な事業承継のため、予算、税を含めた総合的な支援が必要である。

②事業磨き上げなどの環境整備

事業承継に際して、経営者が自社の状況を改めて確認・見える化し、把握した課題への対応や、強みを伸ばすといった磨き上げを行うことは、円滑な事業承継のみならず、承継後の成長にもつながる重要な取組であることから、中小企業・小規模事業者が事業承継に際して専門家が寄り添い、計画的な承継準備ができるような環境整備を進めていくことが不可欠である。

i) 経営改善策との連携

事業承継に先立ち、後継者世代の取組を想定した事業の磨き上げを、専門家の協力を得ながら計画的に進めていくための支援を検討し、中小企業・小規模事業者の適切な資金繰りや採算管理、事業承継計画策定等にあたって法人と個人の一体性を解消するなど経営の見える化やガバナンスの強化を促すための取組を進めることが重要である。

ii) 事業承継の際の「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進・周知徹底

中小企業・小規模事業者の法人と個人の一体性を解消する取組を更に促進すべきである。また、特に、適当な理由なく先代・後継者の双方に個人保証がかかる場合の対応を検討することが重要である。さらに、金融機関が、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関する取組方針を定め、その活用を図るよう促す観点から、ガイドラインの活用状況を公表していくことを促進すべきである。

※なお、平成30年度与党税制改正大綱においては、「関係省庁においては、経営者の個人保証の適正化に向けた検討を行っていかねばならない。」と記載されている。

iii) 後継者不足への対応

地域の中小企業・小規模事業者において、後継者のなり手が不足していることから、例えば、後継者人材バンクの全国展開及び市町村へのノウハウ移転等に取り組むことが重要である。

iv) 省庁横断的な取組

事業引継ぎ支援事業と内閣府(プロフェッショナル人材事業)あるいは総務省の事業(地域おこし協力隊)が連携し、地域の発展に資する又は生活・経済基盤として必要なビジネスをIターン、Uターン人材等が引継ぎ成長させ、地方創生につなげる仕組みの構築を目指すべきである。

③小規模 M&A 支援の強化

後継者難に悩む中小企業・小規模事業者が増加傾向にある中、第三者にビジネスを引継ぐことにより、技術やノウハウ、雇用等を維持につなげることが重要である。

他方、小規模 M&A については、民間プレイヤーの巻き込み、ニーズの更なる掘り起こしや、マッチング精度の向上などが課題となっている。また、後継者不足により廃業せざるを得ないと判断する企業も存在し、廃業への対応も検討していく必要がある。

i) 官民の M&A データベースの連携による効率的マッチングの実現

官民が連携し、小規模 M&A のマッチング機会を向上させるため、士業等も含めた民間での整備が進むデータベースと中小企業基盤整備機構のそれぞれが保有しているノンネーム情報の相互乗り入れ、いわゆる運用ガイドライン等の整備を検討することが必要である。

ii) 小規模 M&A マーケットの確立に向けた環境整備

小規模 M&A を活性化させるため、引継ぐ側(買い手)へのアプローチの強化、例えば手数料に関する課題(金額、取扱い等)への対応が必要である。

iii) 廃業企業に対する対応

黒字にも関わらず後継者難により廃業するという事態を防止するため、まずはそのような企業の実態を把握することが必要である。また、やむを得ず廃業に至ってしまった経営者が過度な負担を負わないよう、支援することも重要である。

(3)人手不足対策、働き方改革の推進

中小企業・小規模事業者においても働き方改革を進めていくためには、人手不足への対応や生産性の向上、取引条件の改善を同時に進めていくことが必要である。

今回の働き方改革関連法案は、従業員を有する237万者の中小企業・小規模事業者に影響を及ぼす改正であり、事業者の労働法制への理解・対応状況や経営課題等に応じてきめ細かい対応を行うなど支援の充実が求められる。

①労働法制や関連支援策等の徹底的な周知

働き方改革推進関連法案が、従業員を有する全事業所に適用されることを踏まえ、改正の趣旨・内容や好事例、支援策を津々浦々まで浸透させるため、商工会・商工会議所等の中小企業団体やよろず支援拠点はもとより、社会保険労務士会・金融機関・市町村など中小企業・小規模事業者を取り巻く様々な機関を通じて周知を徹底する。また、同一労働同一賃金については、中小企業・小規模事業者の現場で円滑に導入できるよう、わかりやすい導入マニュアルなどを作成する。

②十分な相談支援体制の構築

労務管理のアドバイスや36協定・就業規則の策定等の労働法制に係る相談や生産性向上・人材確保に関する経営相談など、中小企業・小規模事業者のニーズや実情に応じたきめ細かい対応ができるよう十分な相談支援体制を構築する。

③事業者による生産性向上や労務管理等に向けた取組支援

予算や税制等を活用しつつ、人手確保に向けた地域内外の多様な人材とのマッチングを実施するとともに、中小企業・小規模事業者による労務管理や職場環境の改善、バックオフィス業務の効率化などを含む生産性向上に資する設備投資・IT化などの取組に対して切れ目ない支援を行う。

なお、中小企業・小規模事業者には、ものづくりや伝統工芸など、職人技で支えられる多様な産業の実態もあり、その実態を踏まえたきめ細かい支援が必要である

④しわ寄せ防止のための徹底的な取引改善

大企業の働き方改革に伴い、発注元の大企業から親事業者への短納期発注が、結果として下請中小企業への短納期発注へとつながることや、親事業者からの急な仕様変更が発生することなど、下請中小企業へのしわ寄せの懸念が生じている。これを踏まえ、下請Gメンによる中小企業・小規模事業者へのヒアリング等を通じた取引状況の実態を把握するとともに、取引条件改善

や働き方改革に取り組んでいる好事例の収集・公表や労働基準監督署と公正取引委員会、中小企業庁の連携による下請事業者保護のための通報制度の強化等について検討する。

⑤中小企業・小規模事業者への配慮

改正労働基準法に規定する時間外労働の上限規制等に係る監督指導に当たっては、改正法の趣旨・内容の理解促進に努める。

改正労働基準法の執行に当たっては、個別の中小企業・小規模事業者の労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の実情を踏まえ、まずは使用者に対し自主的な改善を促進する。

⑥事業者の健全な発展のための継続的実態の把握

働き方改革の推進は、中小企業・小規模事業者にとっても重要であるが、今回の改革にともなう各種制度の適用がそれら事業者の健全な発展に影響を与えることにならないよう、法律の施行後も継続的に実態の把握に努めるべきである。

⑦外国人材の受入れ拡大の検討

移民政策と誤解されないように配慮しつつ、国内人材の確保や生産性の向上等によってもなお、外国人材の受入れ拡大が不可欠な分野について、当該分野に必要な一定の技能水準・語学能力を有する外国人材の就労を目的とする新たな在留資格制度を検討する。

(4)金融支援について

①中小企業・小規模事業者に寄り添った融資

中小企業・小規模事業者に対する適切な資金供給を可能とすべく、事業性評価融資の推進に取り組む。その際、地域や金融機関の特性も踏まえつつ、過度に個人保証や担保に依存しない融資スタンスの浸透を図る。特に、「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進・周知徹底を図ることが重要である。このため、中小企業の法人と個人の一体性を解消する取組を更に促進し、さらに、金融機関が、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関する取組方針を定め、その活用を図るよう促す観点から、ガイドラインの活用状況を公表していくことを促進すべきである。

また、こうした一連の融資について、中小企業・小規模事業者向け補助金等活用時の自己負担分へ充当する形での活用も積極的に進めていく。

②信用保証制度の対応

見直し後の信用保証制度の円滑な施行（中小企業・小規模事業者の多様な資金需要への対応、信用保証協会と金融機関との適切な「リスク分担」によ

る経営支援の強化)に努めるとともに、今後も着実なフォローアップを実施する。

③政府系金融機関の取組

民業補完を前提に、創業期や事業再生期、或いは成熟期におけるリスクを伴うチャレンジ等、民間金融機関だけでは対応しにくい資金需要に対する協調融資を推進する。また、全国ネットワークを活用したM&Aやビジネスマッチング、海外ネットワークを活用した海外展開支援、公平性・中立性を活用した事業再生支援体制のコーディネート等、強みを活かした取組の一層の推進を図る。こうした取組を通じて、民間金融機関への「呼び水効果」の一層の発揮に努める。

また、景況やニーズに応じた代理貸しの円滑な活用の促進や、各支店・部署間の円滑な連携を通じた顧客ニーズへの迅速な対応を引き続き実施する。

④経営改善・事業再生に向けた取組

第二会社方式をはじめとする債権カット等の抜本再生の促進と、それに向けた再生支援協議会と金融機関との連携の促進、再生支援協議会におけるプロジェクトマネージャーによるリーダーシップの発揮やプロセスの迅速化に引き続き精力的に取り組んでいく。

また、求償権放棄条例未制定の自治体に対して、政府はもとより、平成28年12月の要請に引き続き、自民党中小企業・小規模事業者政策調査会からも継続的な働きかけを実施する。

加えて、経営改善及び金融機関との良好な関係構築の実現に向け、政府による早期経営改善計画策定支援事業について、中小企業・小規模事業者による更なる活用を進める。

⑤直接金融の促進

中小企業・小規模事業者における株式による資金調達の円滑化のため、株主コミュニティ等の制度を活用したクラウドファンディングの一層の普及を推進する。こうした直接金融の取組に加え、間接金融や公的支援(信用保証、自治体による制度融資、各種経営支援等)も有効活用することにより、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を促進する。

また、REVIC(地域経済活性化支援機構)と金融機関とで共同運営するファンドについて、金融機関による案件紹介等により積極的な活用の促進を図るとともに、それを通じて金融機関等へのREVICのノウハウ移転を図る。

⑥共同店舗・商店街対策(金融面での取組)

共同店舗、商店街の経営状況を丁寧にフォローしつつ、その再生支援の観点から、金融機関・自治体等の関係者による条件変更や償還期限延長、金利

引き下げ、債権カット等に引き続き適切に対応することに加え、共同店舗、商店街の負担軽減に向けた更なる方策を検討する。

(5)IT 導入とサイバーセキュリティ対策支援について

①使いやすく、セキュアなクラウドサービスの導入促進・普及拡大に向けた取り組みの強化

i) 中小企業・小規模事業者の実態に即した IT サービスの開発、導入促進
深刻な人手不足の中、IT 導入に対応できる人材の確保、育成に社内のみで対応していくことが難しい中小企業において、生産性向上に資する IT 導入を強力に進めていくため、今後整備予定である情報処理支援機関（IT ベンダー等）による、中小企業・小規模事業者にとって簡便で利用しやすく、セキュリティにも配慮された IT・クラウドサービス等の開発、提供を積極的に促すとともに、政府の助成措置等と連携することで、中小企業における IT 導入を強力に支援していく。

ii) 効果的・効率的な支援の実施

「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」等を活用し、100万者の IT ツール導入促進を目指す。その上で、事業者のデータ、支援のデータを収集し、効果的な支援を分析し、実行する PDCA サイクルの確立を目指した支援機関の IT 化を進める。また、国や支援機関同士の情報の利活用を推進し、効果的かつ効果的な支援を可能とする体制の確立をすべきである。

iii) サプライチェーン全体の IT 化の推奨

サプライチェーン全体で IT 化を進め、面的に生産性を高めていくため、地域の商工会・商工会議所と連携しつつ、企業内の複数の業務分野のプロセス連携や企業間の EDI (Electronic Data Interchange) 活用の推奨を行うとともに、金融機関から提供される決済情報と企業間でやり取りされる商流情報のデータ連携を進める。その際、複数分野で協調して連携するためのルール策定の必要性やサイバーセキュリティの課題の検証を行う。

iii) 第四次産業革命に向けた中小企業・小規模事業者のデータ活用・連携支援

第四次産業革命が進展する中、中小企業・小規模事業者による積極的な IoT、AI 等の新技術の活用や複数の企業間でのデータ活用の取組等を後押ししていく。

②中小企業・小規模事業者のサイバーセキュリティの意識向上、普及啓発

地域の中小企業・小規模事業者に対して、ガイドライン等を通じて中小企業・小規模事業者のサイバーセキュリティに対する意識喚起を図っていく。また、商工会・商工会議所の経営指導員等にセミナーを実施するなど、サイバーセキュリティに関する相談対応が可能な支援人材の育成や情報処理推進機構（IPA）・民間企業等と連携した相談体制の強化を図る。

③中小企業・小規模事業者の IT 支援を支える人材確保

中小企業・小規模事業者が効率的かつ安全に経営の IT 化を行うためには、経営者自らが気づく機会となる助言の提供を始めとして、中小企業・小規模事業者の業務見直しや IT 導入を適切に支援出来る外部人材と連携して対処することが必要となることから、普段から中小企業・小規模事業者に接している身近な支援機関や経営指導員等の IT スキル向上を進める。

(6)経営力強化の支援について

①中小企業等経営強化法の執行強化等

中小企業・小規模事業者の生産性を高める枠組みである中小企業等経営強化法は平成28年7月の施行以来、約4万9千件の認定が行われてきたところであるが、今後、サービス業を中心に、生産性が低い業種の取組を強力に進めていく必要がある。

i) 普及啓発・事業分野別指針の策定等

各省庁が連携し、「経営力向上計画」の普及啓発や生産性向上に資する各省の支援策の周知を強化するとともに、生産性の低い分野における事業分野別指針の策定等を進める。

特に、生産性の低いサービス業においては、人手不足が深刻である状況にかんがみ、更なる業務効率化や付加価値の向上を図るため、ものづくりをはじめとする幅広い企業との連携やキャッシュレス化の推進に向けた取組を進める。

また、積極的な広報・啓発活動の実施等により、消費者や取引先をはじめとした国民の理解を深めつつ、非効率的なサービスや長時間営業等の見直しに関する機運を高める等により、提供するサービス等の価格への適正な転嫁を促しサービスに見合う対価が支払われるような環境の整備に努める。

なお、商業・サービス業等においては、消費者の多様なニーズ等に的確に対応することにより、高い付加価値を得ることで生産性を向上させている事例も少なからずある。一部のインバウンド向けビジネスにおいて製品・サービスが高く評価されている例もあり、適正な価格設定等により付加価値を高めていくことが必要。

ii) 支援策の維持・強化

平成30年度末で終期を迎える中小企業経営強化税制の継続など「経営力向上計画」に紐付く支援策の維持・強化を図る。

また、生産性向上や業務改善・効率化のためにガイドライン等が策定されている業種については、それに基づいた取組へのインセンティブ付与や各種施策間での連携について検討する。

iii) 手続きの電子化の促進

申請者の手続き負担軽減と、施策のPDCA強化のため、経営力向上計画に係る手続きの電子化を進める。

②中小企業の日

日本経済において重要な役割を担う中小企業・小規模事業者の方々により一層誇りをもってもらうとともに、中小企業・小規模事業者の存在意義を世の中に広めていくため、集中的に関連イベントの実施等を行う「中小企業の日」の制定を進める。

③安定的な支援実施に向けた中小企業・小規模事業者予算の基金化

中小企業・小規模事業者に対して継続的な支援を行うためには、複数年度にわたって安定的に支援を行うための予算の確保が必要であり、中小企業・小規模事業者予算の基金化の必要性について検討する。

(7)支援情報の普及策の抜本的見直し

支援情報の普及に関し、中小企業・小規模事業者が支援情報に触れやすくするため

- ・施策情報に気づく機会を増やすためのサポート
 - ・事業者が適切な情報入手ができる環境の整備
- の2点を実現すべく、以下のとおり行政機関及び中小企業団体等における取組の抜本的見直しを行う。

①行政機関からの情報提供の在り方検討

民間団体、金融機関等の活用による新たな情報周知ルートの開拓など、これまでリーチできなかった層に対して、施策情報を届ける努力を行う。

また、オンラインでの情報提供について、サイトの乱立をやめ、中小企業・小規模事業者施策の情報提供を一元化するとともに、利用者の利便性を考え、支援策のプッシュ通知や、申請手続きまでオンラインで負担なく行うことのできるワンストップ・ワンスオンリーのプラットフォームの構築を目指す。

②商工会・商工会議所等の中小企業団体や認定経営革新等支援機関、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等の連携強化

中小企業・小規模事業者の経営課題は多種多様であり、支援機関による支援サービスの質は、各支援機関の経験やリーダーシップによるところが大きく、研修等を通じた能力向上に加えて、ワンストップによる相談対応等、支援機関同士の連携による相互補完が不可欠。このため、商工会・商工会議所等の中小企業団体や、認定経営革新等支援機関、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等の様々な中小企業支援機関について、事業者目線で自社の経営課題を踏まえた最適な支援が受けられるよう支援機関の専門性や実績等の「見える化」を一層進め、支援機関同士の連携強化を図る。

(参考1) これまでの開催状況について

○経営力強化小委員会

第1回 業種別の生産性向上に係る取組のフォローアップについて(4/10)

- ・農林水産省
- ・中小企業庁
- ・針谷 了 一般社団法人日本旅館協会会長

第2回 業種別の生産性向上に係る取組のフォローアップについて、中小企業の日制定について(4/19)

- ・厚生労働省
- ・中小企業庁
- ・梶野 龍二 公益社団法人全日本トラック協会理事長
- ・久貝 卓 日本商工会議所常務理事
- ・乾 敏一 全国商工会連合会専務理事
- ・高橋 晴樹 全国中小企業団体中央会専務理事
- ・吉田 康夫 全国商店街振興組合連合会専務理事
- ・荻原 靖 中小企業家同友会全国協議会専務幹事

○中小企業金融のあり方検討小委員会

第1回 中小企業金融の現状について関係団体ヒアリング①(3/16)

- ・久貝 卓 日本商工会議所常務理事
- ・乾 敏一 全国商工会連合会専務理事
- ・高橋 晴樹 全国中小企業団体中央会専務理事
- ・吉田 康夫 全国商店街振興組合連合会専務理事
- ・横幕 勝範 全国銀行協会会長行室長
- ・藤澤 伸好 三菱東京UFJ銀行融資部次長
- ・牧之瀬 孝 千葉銀行経営企画部東京事務所協会担当部長
- ・大竹 努 千葉銀行経営企画部東京事務所副調査役
- ・市川 崇 全国信用金庫協会常務理事
- ・左部 敬人 全国信用金庫協会企画部主任調査役
- ・石黒 淳史 日本証券業協会制作本部共同本部長
- ・丸野 雅人 日本証券業協会自主規制本部エクイティ市場部長

第2回 中小企業金融の現状について関係団体ヒアリング②(3/20)

- ・渡邊 正博 株式会社日本政策金融公庫総務部長
- ・牧野 秀行 株式会社商工組合中央金庫組織金融部長
- ・和田 修一 一般社団法人全国信用保証協会連合会専務理事

- ・渡邊 准 株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役
- ・大庭 正好 中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャー
- ・齊藤 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構事業推進役（兼）高度化事業部長
- ・押田 誠一郎 独立行政法人中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課長

○下請中小企業・小規模事業者対策小委員会

第1回 小規模事業者の現状について、中小企業のIT化の現状についてヒアリング
(2/27)

- ・中小企業庁
- ・江口 純一 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）技術本部セキュリティセンター長

第2回 基礎自治体と商工団体の連携及びIT活用における経営指導の効率化についてヒアリング
(3/13)

- ・宮本 和宏 守山市長
- ・黒澤 元国 秩父商工会議所経営指導員
- ・金子 浩樹 山形県東置陽商工会広域連携協議会広域経営指導員

第3回 中小企業・小規模事業者のセキュリティ脅威、中小企業・小規模事業者のIT活用について有識者ヒアリング(3/20)

- ・中小企業庁
- ・山本 華佳 株式会社マネーフォワードMFクラウド事業推進本部副本部長
- ・久貝 卓 日本商工会議所常務理事
- ・澁谷 裕以 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会会長

第4回 小規模企業政策の今後の課題、中小企業・小規模事業者政策について基礎自治体からヒアリング(3/27)

- ・中小企業庁
- ・神崎 忠彦 大分県商工労働部部長

現地視察（鹿児島県） 3月25日（日）～26日（月）

- ・森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
- ・山崎 道夫 かごしま特産品市場支配人
- ・横山 真一郎 鹿児島県商工会連合会専門経営指導員
- ・藤田 孝一郎 鹿児島県商工会連合会専門経営指導員
- ・小正 芳史 小正酒造株式会社代表取締役社長
- ・永田 福一 鹿児島県中小企業団体中央会専務理事

○事業承継検討小委員会

第1回 地域の特色を踏まえた事業承継取組について（3／15）

- ・宇野 俊英 中小企業基盤整備機構中小企業事業引継ぎ支援全国本部事業引継ぎ支援プロジェクトマネージャー
- ・清水 至亮 静岡県事業引継ぎ支援センター統括責任者
- ・大森 治 栃木県事業引継ぎ支援センター統括責任者
- ・平野 勝正 広島県事業引継ぎ支援センター統括責任者

第2回 中小・小規模事業者の事業承継・M&Aの現状について①（3／29）

- ・石川 幸篤 株式会社イステムジャパン代表取締役社長
- ・三寺 歩 ミツフジ株式会社代表取締役社長
- ・清水 昌也 株式会社e-エントリー社長
- ・今仲 清政 TKC策審議副委員長
- ・内菌 寛仁 TKC事務局長

第3回 中小・小規模事業者の事業承継・M&Aの現状について②（4／12）

- ・乾 敏一 全国商工会連合会専務理事
- ・榎本 陽介 全国商工会連合会企業支援部長
- ・綿貫 豊 全国青色申告会総連合常務理事
- ・高橋 晴樹 全国中小企業団体中央会専務理事
- ・明石 巖 株式会社明石合銅会長（元日本鑄造協会副会長）
- ・稲田 洋一 株式会社レコフ代表取締役社長

第4回 民間支援機関の連携に関する現状と課題について（4／17）

- ・久貝 卓 日本商工会議所常務理事
- ・加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長
- ・瀬上 富雄 日本税理士会連合会専務理事
- ・大石 敬 日本税理士政治連盟国対委員長
- ・柳沢 義一 日本公認会計士協会副会長
- ・河原 万千子 日本公認会計士協会事業承継支援専門部会長
- ・飯島 弘行 みずほ銀行執行役員（全国銀行協会）
- ・植松 克則 千葉銀行法人営業部長（全国地方銀行協会）
- ・市川 崇 全国信用金庫協会常務理事
- ・金井 雅彦 多摩信用金庫常務理事

第5回 論点整理について（4／20）

○中小企業政策実行検討小委員会

第1回 中小企業政策の浸透について関係団体ヒアリング（3／22）

- ・乾 敏一 全国商工会連合会専務理事
- ・久貝 卓 日本商工会議所常務理事
- ・吉田 康夫 全国商店街振興組合連合会専務理事
- ・中澤 善美 全国中小企業団体中央会常務理事

第2回 中小企業政策の浸透について関係団体ヒアリング（3／28）

- ・瀬上 伸彦 日本税理士会連合会専務理事
- ・野口 正 中小企業診断士協会専務理事
- ・田所 創 中小企業基盤整備機構理事
- ・木村 則彦 中小企業基盤整備機構理事

第3回 中小企業政策の浸透について中小企業庁ヒアリング・取りまとめ（4／26）

- ・中小企業庁

○働き方改革推進WT（※中小企業・小規模事業者政策調査会・雇用問題調査会合同会議）

第1回 働き方改革に対応するための中小企業・小規模事業者支援について（4／24）

- ・厚生労働省
- ・中小企業庁

(参考2) 中小企業・小規模事業者政策調査会名簿

顧問	甘利 明、石原 伸晃、伊藤 達也、伊吹 文明、河村 建夫、 棚橋 泰文、額賀 福志郎、野田 毅 林 幹雄 鴻池 祥肇
会長	竹本 直一
会長代行	平野 達男
会長代理	小淵 優子、後藤 茂之、松島 みどり、山口 泰明 松村 祥史
副会長	伊東 良孝、大塚 高司、城内 実、北川 知克、坂本 哲志、 左藤 章、佐藤 ゆかり、鈴木 淳司、寺田 稔、平井 たくや、 平口 洋、宮下 一郎、山際 大志郎、渡辺 博道 片山 さつき、関口 昌一
幹事長	鈴木 淳司(兼)
幹事長代理	小泉 進次郎、平 将明
副幹事長	石原 宏高、原田 憲治
幹事	古賀 篤、國場 幸之助、辻 清人、長尾 敬 藤丸 敏、八木 哲也 磯崎 仁彦、太田 房江、藤川 政人、渡辺 猛之
事務総長	後藤 茂之(兼)
事務局長	木原 誠二
事務局長代理	穴見 陽一、鬼木 誠、堀内 詔子 宮本 周司
事務局次長	大隈 和英、大西 宏幸、岡下 昌平、神谷 昇 鈴木 隼人、谷川 とむ、宗清 皇一
会長補佐	小島 敏文、津島 淳 古賀 友一郎、二之湯 武史、松川 るい、吉川ゆうみ

- 経営力強化小委員会
小淵 優子 小委員長
國場幸之助 事務局長

- 中小企業金融のあり方検討小委員会
寺田 稔 小委員長
辻 清人 事務局長

- 下請中小企業・小規模事業者検討小委員会
山際大志郎 小委員長
木原 誠二 幹事長
宮本 周司 事務局長

- 事業承継検討小委員会
伊藤 達也 小委員長
宮下 一郎 事務局長

- 中小企業政策実行検討小委員会
松村 祥史 小委員長
鈴木 隼人 事務局長

- 働き方改革推進 WT
鈴木 淳司 座長
宮本 周司 事務局長